

お知らせ

平成 27 年 6 月 10 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 1 号機の高経年化対策に係る 原子炉施設保安規定の変更認可について

当社は、平成 27 年 10 月に運転開始後 40 年を迎える玄海 1 号機について、原子炉等規制法に基づき、冷温停止状態が維持されることを前提に高経年化技術評価を実施し、その内容を反映した原子炉施設保安規定の変更認可を原子力規制委員会に申請しました。
(平成 26 年 10 月 10 日 お知らせ済み)

その後、当社は平成 27 年 4 月 27 日に玄海 1 号機の運転を終了しましたが、運転終了後も廃止措置計画の認可をいただくまでは、同評価を実施する必要性があり、本申請について、引き続き原子力規制委員会の審査を受けてきました。

本日、審査が終了し、同委員会より保安規定変更の認可をいただきましたのでお知らせします。

【高経年化技術評価】

- ・原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転を開始した日以降、30 年を経過する日までに、また、以降 10 年毎に安全上重要な機器を対象に、経年劣化に関する技術的な評価を行い、その結果に基づき、今後 10 年間に実施すべき保守管理に関する方針（長期保守管理方針）を定めるもの。

以 上